

福島県新型コロナウイルス等対策 行動計画 (概要)



平成25年12月策定
福島県保健福祉部

福島県新型コロナウイルス等対策行動計画(概要)

1 目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

2 計画の対象とする感染症

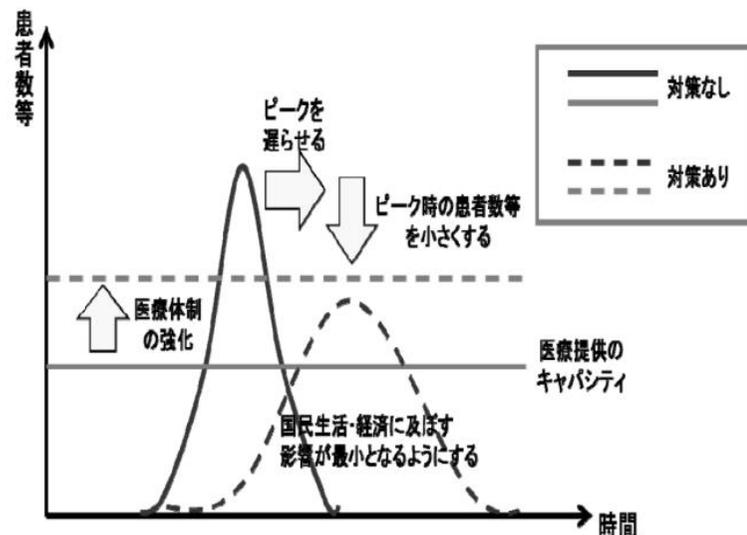
- (1) 新型コロナウイルス等感染症
- (2) 新感染症等

(感染力の強さから新型コロナウイルスと同様に社会的影響が大きなもの)

3 計画のポイント

- 発生段階別に、県が実施する対策を整理
- 特措法で新たに盛り込まれた各種措置等を明記
 - (1) 新型コロナウイルス等緊急事態宣言時における措置等を明記(知事の権限)
 - ★ 不要不急の外出自粛等の要請
 - ★ 学校等の施設や興行場等の使用制限及び催物の開催制限等の要請等
 - ★ 必要な物資の売渡しの要請、収用、保管命令 等
 - (2) 「指定地方公共機関」(発生時には、医療・社会機能維持を実施する責務を有する機関)の役割を明記(県が指定)

<対策の効果 概念図>



* 緊急事態宣言とは
国民の生命・健康に著しく
重大な被害を与えるおそれがある新型コロナウイルス等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められる時に、特措法に基づき国が宣言を行う。

(参考) 発生段階

発生段階	対 策
未発生期	・発生に備えて体制の整備を行う。・国との連携の下に発生の早期確認に努める。
海外発生期	・新型コロナウイルス等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国・県内発生の遅延と早期発見に努める。 ・国内・県内発生に備えて体制の整備を行う。
県内未発生期 (国内発生)	・県内発生の遅延と早期発見に努める。・県内発生に備えて体制の整備を行う。
県内発生早期	・県内での感染拡大をできる限り抑える。・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
県内感染期	・医療体制を維持する。・健康被害を最小限に抑える。・県民生活及び県民経済への影響を最小限に抑える。
小康期	・県民生活及び県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

4 対策推進のため役割分担

国	国全体としての態勢を整備。
県	実施主体としての中心的な役割。市町村や関係機関との調整、支援。
市町村	地域住民に対する予防接種(住民接種)の実施や情報提供。要援護者への支援。
医療機関	診療継続計画に基づく医療提供の実施。院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等。
指定地方公共機関	発生時において、感染症指定医療機関等や県医師会等の医療関係団体、運送業者等の社会機能維持を行う事業者が、新型インフルエンザ等対策を行政と共に実施する役割を担う。(県が指定)
登録事業者	特定接種の対象となる事業者(県内の医療機関や、電気、ガス、水道、運送事業者等)で、発生時に最低限の県民生活を維持する観点から、その活動を継続する役割を担う。(国が登録)
一般事業者	職場における感染予防、感染防止対策の徹底を行う。
県民	マスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルでの感染対策の実践。

5 知事の主な権限

- 県内における新型インフルエンザ等対策の総合調整
- 県民等に対する協力要請
- 市町村が地域住民に行う予防接種の調整(住民接種)

- 政府が緊急事態を宣言した場合の措置
 - ★ 不要不急の外出自粛等の要請
 - ★ 学校等の施設や興行場等の使用制限及び催物の開催制限等の要請等
 - ★ 必要な物資の売渡しの要請、収用、保管命令 等

6 その他

一般相談窓口の設置 (コールセンター)	新型インフルエンザ等に関する一般的な相談・質問等に対する相談窓口を設置する。
帰国者・接触者相談センターの設置	新型インフルエンザ等の発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者からの相談を受け、帰国者・接触者外来(医療機関)に紹介するための相談センターを設置する。
住民接種の実施	国の基本の方針に基づき、市町村が地域の住民に対して、予防接種法に基づき臨時の予防接種を行う。
特定接種の実施	国が登録した新型インフルエンザ等対策に携わる事業者(登録事業者)の従業員や対策に従事する者に対して、臨時に予防接種を行う。